

「民暴委員会って？」

埼玉県暴追センター通信の紙面をお借りして、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会の委員が投稿させて頂くようになり、今回は、8回目となりますが、この暴追センター通信の読者の方に、実は、「民暴委員会って、何?」「委員会って、何?」と思っている方はいないでしょうか。



矢部 喜明 弁護士

司法試験合格者は、現在、埼玉県和光市に所在する司法研修所で、1年間の修習を受け、修了試験（司法試験の後の2回目の試験であることから、2回試験と言われている）に合格すると法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）になる資格を得ます。修習終了後、2回試験に合格した者で、弁護士を希望する場合、開業する地におかれている各都道府県の弁護士会（単位会と呼んでいます）に入会、登録し、弁護士としての業務を開始することになります。そして、弁護士にとっては、日々、研鑽をしてスキルアップを行うことは欠かせません。そのスキルアップの一つに、単位会に設置されている委員会へ所属し、活動するという方法があります。埼玉弁護士会においても、委員会としては刑事弁護委員会、子どもの権利委員会、労働問題委員会、司法問題対策委員会、法律相談センター運営委員会、消費者問題委員会、両性の平等委員会、国際交流委員会・・・等々と30を超える様々な委員会が設置されています。どこの委員会にも所属しないという弁護士も少なくありませんが、弁護士としては、取り扱いの多い分野、興味ある分野の2、3の委員会に所属し、活動していくということは非常に有意義なことと思われます。そして、各委員会は、月1回程度、ベテラン、中堅、若手の弁護士が集まり、そこで、情報を交換したり、事件処理について研究、討議して、また、最新の情報等をフォローする等して、弁護士は、委員会での活動を通じ、開業後も、日々、スキルアップ研鑽に努めております。

それでは、民暴委員会の設立経緯、活動内容等は、どんなものなのか、ご存じでしょうか。

昭和54年頃から警察庁で、民事介入暴力という言葉が用いられるようになりました。すなわち債権取り立て、倒産処理等に伴う暴力、恐喝事案、手形、保険金詐欺、企業恐喝等の事案において、「民事不介入原則」から、犯罪に至らない民事事件に対する取り締まりが不十分となり、不当な暴力を背景に威圧する暴力団等から市民の保護が図られず、公共の安全が保たれず、正義に反する結果になることがあってはならないということから、「暴力団組織の威嚇力を背景として、一般市民の日常生活や経済的取引に民事上の当事者や関係者の形をとって介入し、不法に金員を獲得するもの」を民事介入暴力として、その対策を積極的に行うようになりました（昭和55、56年警察白書）。そし

て、この警察庁の対応に呼応して、弁護士会においても、民事介入暴力対策委員会が設置されるようになりました。刑事弁護等多くの分野においては、弁護士は、在野法曹として警察、検察、行政等の権力と対決し、緊張関係を維持していくことが欠かせないことから、在野で権力と戦うべき弁護士が、警察と協力して活動することになることについて、疑問を持ち、批判する弁護士もおりました。しかし、民事介入暴力対策は、暴力団等からの不法な要求を排除し、社会正義を実現し、社会秩序を維持していくものであり、まさしく、弁護士の使命（弁護士法1条）に適ったものであることから、弁護士会も、警察に呼応し、また協力して民事介入暴力対策に積極的に取り組むこととなり、昭和55年、日本弁護士連合会が、「民事介入暴力被害者救済センター」の設置の理事会決議をし、各単位会において、民事介入暴力対策委員会（通常民暴委員会と言っています）を設置され、民事介入暴力の被害者救済に積極的に取り組むようになりました。

続いて、埼玉弁護士会の民暴委員会の活動についてお話し致します。

現在、当委員会に登録している弁護士は、約70名であり、月1回、委員会を開き、30名前後の弁護士が出席しております。

暴力団、反社会的勢力の民事紛争への介入といっても、倒産整理、債権取り立て、交通事故の示談、不動産の不法占拠、ヤミ金等々様々な態様があり、その手口も様々であり、また、時代と共に変化してきていることから、民暴委員会では、日弁連や全国の単位会から情報を収集しながら、日々、その対応、対策を研究、検討しています。そして実際に民暴事件があれば、積極的にこれを引き受けるようにしており、また、民暴事件を受任した弁護士の活動をフォロー、援助することもしております。具体的には、街宣活動の差し止め、暴力団組事務所の明け渡し、暴力団等からの被害者の救済の為、個々の暴力団組員からの被害についての暴力団組長に対する責任追及（いわゆる組長責任問題）等、これまで様々事件に取り組んできております。

また、民事介入暴力事件においては、被害者、民暴事件を受任している弁護士の安全確保等、警察との連携、協力が欠かせないことから、民暴委員会では、県警及び暴力追放センターと年1、2回研究会を開き、民暴対策の為の情報交換を行っています。更に民暴事件の被害者となりかねない市民の理解、市民による暴力団等の排除活動が欠かせないことから、県警または暴追センターの実施する不当要求防止責任者講習や企業等に対する暴力団排除の研修会、大会等に講師等の形で出席するなどして、協力しております。

このほか、平成24年（2012年）4月、埼玉弁護士会民暴委員会では、それまでの民暴事件の取り組み、研究をまとめた「仮処分を活用した反社会的勢力対応の実務と書式—不当要求行為への実践対策」（民事法研究会）を出版致しました。

民事介入暴力事件の対応においては、市民の方が、毅然と対応すること。被害が拡大する前に迅速に法的専門家である弁護士の相談や助言を受けることが重要であるにも関わらず、民事介入暴力事件を敬遠する弁護士は、決して、少なくありません。しかし、民暴委員会に所属している弁護士は、積極的に、暴力団等反社会的勢力から不当要求を受けている被害者の救済に取り組んで行きたいと日々精進しておりますので、お気軽に

ご相談ください。

寄稿者

埼玉県熊谷市宮町 2-174-3 島山ビル 3 階

矢部喜明法律事務所 電話 048-525-5110

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員

矢 部 喜 明 弁 護 士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信 NO.74」から編集したものです。